
山 口 県

宅地建物取引士資格登録申請等の手引き

令和7年4月
土木建築部住宅課

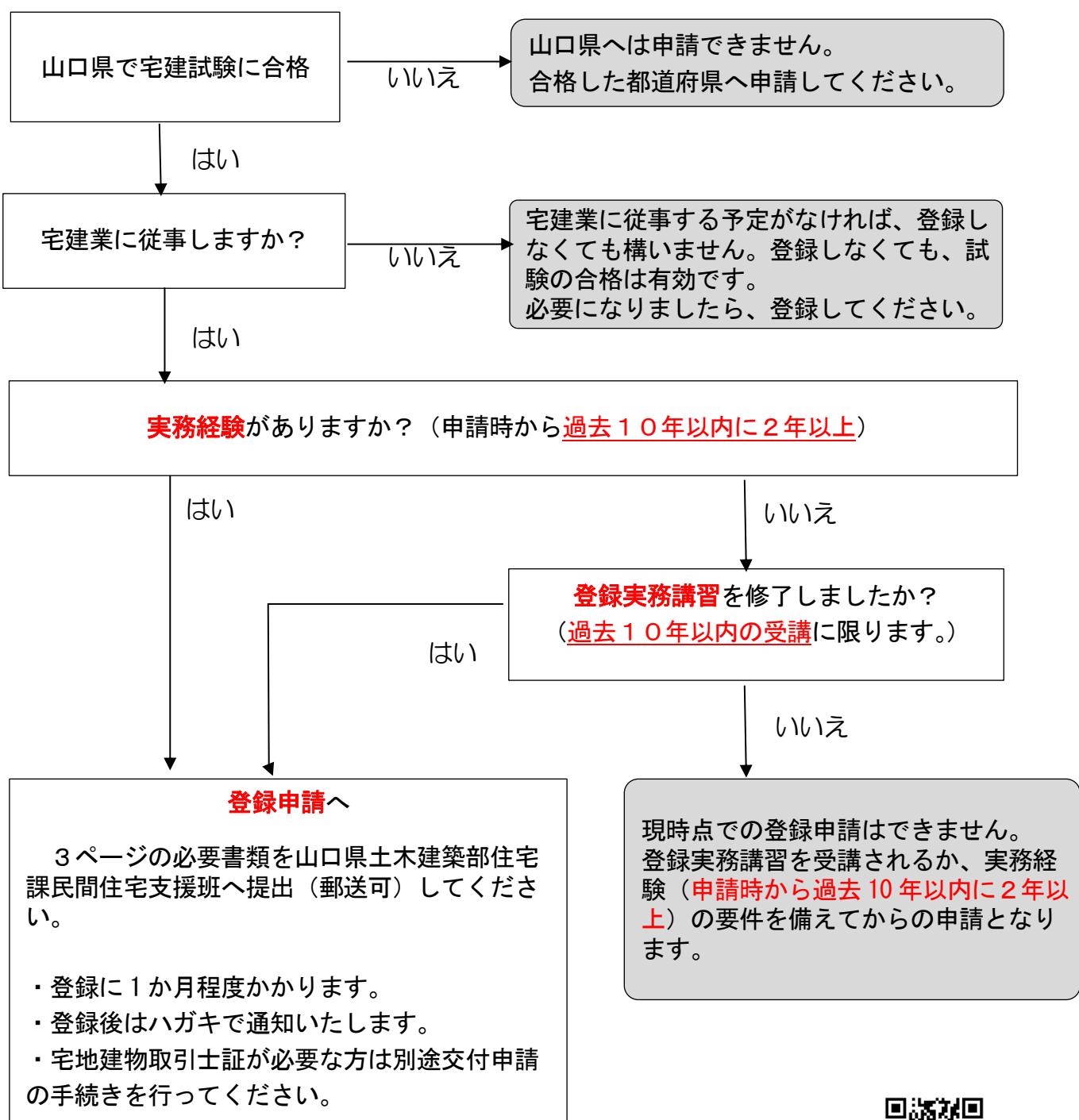
目次

1. 宅地建物取引士資格登録申請	1
2. 登録のできる方	2
3. 登録申請に必要な提出書類等	3
4. 宅地建物取引士資格登録簿登録事項の変更申請	9
5. 宅地建物取引士資格登録移転の申請	14
(1) 山口県へ移転（転入）される場合 【他都道府県 → 山口県】	14
(2) 山口県から移転（転出）される場合 【山口県 → 他都道府県】	15
6. 宅地建物取引士証の交付申請	16
(1) 試験合格後1年以内の方	17
(2) 試験合格後1年を経過している方	17
(3) 宅地建物取引士証を更新する場合	17
(4) 宅地建物取引士証の有効期間が満了した場合	18
7. 宅地建物取引士証の再交付申請	20
8. 登録を受けていた方が死亡した場合	20
9. 登録を受けていた方が破産者になった場合	20
10. 登録を受けていた方が所定の刑に処せられた場合	21
11. 登録消除申請	21

1. 宅地建物取引士資格登録申請

★宅地建物取引士資格試験合格後、宅地建物取引士として業務に従事しようとする方は、まず合格した試験地の都道府県知事の登録を受ける必要があります。

◇ 登録申請フロー ◇



※登録実務講習実施機関

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const Tk3_000068.html



2.登録のできる方

宅地建物取引士の資格登録ができる方は、次の①～③のすべてを満たす方です。

①	宅地建物取引士資格試験に合格している方
②	次の（1）～（3）のいずれかに該当する方
<p>（1）宅地建物取引業の実務経験が申請時から過去10年以内に2年以上ある方</p> <p>実務経験先である宅地建物取引業者に備え付けている「従業者名簿」に氏名等が載っていること。（他の仕事を兼務している期間や昼間部の学生である期間は認められません。）</p> <p>このとき、実務経験として算入できる業務内容は、免許を受けた宅地建物取引業者としての業務又は宅地建物取引業者の従事者としての顧客への説明、物件の調査等具体的な取引に関する業務をいいます。宅地建物取引業の取引実績がない場合や主たる業務が宅地建物取引業でない場合は実務経験とは認めません。</p> <p>また、受付、秘書、総務、人事、経理、財務等の一般管理業務、このほか単に補助的な事務は、実務経験とみなしません。</p>	
<p>（2）登録実務講習を修了してから10年以内の方</p> <p>※ 登録実務講習修了年月日から10年以内です。 交付年月日ではありません。</p> <p>（3）国、地方公共団体又はこれらの出資を伴い設立された法人における宅地又は建物の取得、交換又は処分に関する業務に主として従事した期間が申請時から過去10年以内に2年以上ある方</p>	
③	宅地建物取引業法第18条第1項各号に掲げる欠格要件に該当しない方

《ご注意》特に宅地建物取引業法第18条第1項第6号及び第7号については、以下の該当要件を確認してください。

第6号（抜粋）

禁錮以上の刑の執行が終了したか、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

➡ 執行猶予期間中の方も該当します。ただし、執行猶予期間が満了すればその翌日から登録申請できます。

第7号（抜粋）

下記による罰金刑の執行が終了したか、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- 宅地建物取引業法違反
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定違反
- 刑法の傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合、脅迫、背任の罪を犯したこと
- 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したこと

3.登録申請に必要な提出書類等

■ 提出部数 各1部

■ 提出先 〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県土木建築部住宅課民間住宅支援班

番号	提出書類等	説明	記入例 ページ
1	登録申請書	様式第五号	4・5
2	誓約書	様式第六号	6
3	身分証明書	<ul style="list-style-type: none"> 本籍地の市区町村で発行されます。 成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の証明（禁治産者、準禁治産者ではないと表示されています。）並びに破産者に該当しない旨の証明です。 戸籍抄本、運転免許証ではありません。 発行日から3ヶ月以内のもの。コピーは不可。 外国籍の方はその旨の誓約書を提出してください。 	—
4	登記されていないことの証明書 又は医師の診断書	<p>登記されていないことの証明書：</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課で発行されます。 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明です。外国籍の方も必要です。 発行日から3ヶ月以内のもの。コピーは不可。 	—
5	住民票	<ul style="list-style-type: none"> 本籍・続柄の記載は不要。 外国籍の方は、国籍等並びに、在留カードに記載されている在留資格、在留期間、在留期間の満了の日及び、在留カードの番号又は、特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号の記載があるものを提出してください。 発行日から3ヶ月以内のもの。コピーは不可。 	—
6	顔写真	<p>1の登録申請書に貼ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 縦3cm×横2.4cm（顔の大きさ2cm程度） 6ヶ月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上三分身、無背景の写真 写真の裏面には、申請者の氏名を記入してください。 	—
7	登録資格を証する書面 (A～Cのいずれか)	<p>A 実務経験が2年以上ある方</p> <p>○実務経験証明書（様式第五号の二）及び従業者名簿（様式第八号の二）の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> 実務経験の証明期間（直近2年間）を確認できる従業者名簿の写しが必要です。余白に「原本の内容に相違ありません。」と記載し、会社名、代表者名で証明してください。 <p>B 登録実務講習修了者</p> <p>○講習実施機関の発行する修了証 (登録実務講習修了年月日より10年間有効)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原本を提出してください。コピーは不可。 <p>C 国、地方公共団体等における2年以上の実務経験者</p> <ul style="list-style-type: none"> 各団体の証明書等の書類が必要となりますので、ご相談ください。 	7・8
8	従業者証明書	<p>■現在、宅建業者に勤務し、宅建業に従事している方のみ添付</p> <p>「従業者証明書」は宅建業法48条第1項で定められたもの。現在の勤務先で発行されたものの本体を持参（郵送の場合は写しで可）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 出向の場合は、出向証明書（出向元会社の代表者印のあるもの） 宅建業者の代表者の場合は、宅建業者免許証の写しで可 	—
9	登録手数料	37,000円の山口県収入証紙 ※国の収入印紙ではありません。	—

様式ダウンロード（県HP）→ <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/135/24292.html>

実務経験で申請する方

登録申請書

3 1 0



(第一面)
宅地建物取引業法第19条第1項の規定により、同法第18条第1項の登録を申請します。

令和〇年 6月30日 申請日を記入

山口県知事 殿

郵便番号 (753-8501)
申請者 住所 山口県山口市瀬町1-1

氏名 山口 太郎

※印の欄には記入しないこと

受付番号	受付年月日	登録番号
* 11 ①申請者に関する事項 「市区町村コード」の欄は、地方公共団体情報システム機構のホームページ（ https://www.j-lis.go.jp/ ）等により該当する市区町村のコードを記入		
フリガナ	ヤマクチタロウ	・姓と名の間は1マス空ける ・フリガナ、濁点などは1マス
氏名	山口 太郎	確認欄
生年月日	S 33年03月03日	性別 1 1.男 2.女
郵便番号	753-8501	実務経験証明書の内容に合わせて記入 免許換え、商号変更がある場合には、分けて記入
住所市区町村コード	352039 山口 都道府県 山口 市郡区	
住所	瀬町1-1	住所市区町村コードを記入し、そのコードの該当する部分を右に書き、その続きを所在地欄へ記入。丁目、番地、号などは、ハイフンで記入。
電話番号	083-922-0111	
本籍市区町村コード	352012 山口 都道府県 下関 市郡区 区町村	
本籍	南部町一番1号	確認欄
* 12 ②実務経験に関する事項 本籍市区町村コードを記入し、そのコードの該当する部分を右に書き、その続きを戸籍どおりに本籍欄へ記入。(丁目、番地等を略さず)		
実務経験先の免許証番号	005 111 商号又は名称 山口不動産販売株式会社	
実務経験先での職務内容	営業(売買仲介)	期間 H××0401 ~ H××0331
実務経験先の免許証番号	35(1) 9999 商号又は名称 山口不動産販売株式会社	
実務経験先での職務内容	営業(売買仲介)	期間 H××0401 ~ H××0630
12と13は、いずれかに記入	35(1) 111111 商号又は名称 株式会社山口不動産商事	
登録実務講習修了者は 認定コードを1と記入	代表者	期間 R××0701 ~ R××0630
* 13 ③国土交通大臣の認定に関する事項 認定コード		
* 14 ④試験に関する事項 合格証書番号 14351234		
* 15 ⑤業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項 商号又は名称 株式会社山口不動産商事 組織名(株式会社等)と商号の間は詰めて書く		
免許証番号	35(1) 111111	確認欄

登録実務講習で
申請する方

登録申請書

3 1 0



(第一面)
宅地建物取引業法第19条第1項の規定により、同法第18条第1項の登録を申請します。

令和〇年 6月30日 申請日を記入

山口県知事 殿

郵便番号 (753-8501)
申請者 住所 山口県山口市瀬戸町1-1

氏名 山口 太郎

※印の欄には記入しないこと

受付番号		受付年月日		登録番号												
項目番号 11	* ①申請者に関する事項		「市区町村コード」の欄は、地方公共団体情報システム機構のホームページ (https://www.j-lis.go.jp/) 等により該当する市区町村のコードを記入		確認欄 * []											
	フ	リ	ガ	ナ		ヤマクチ	タロウ	・姓と名の間は1マス空ける ・フリガナ、濁点などは1マス								
	氏	名	山	口		太	郎									
	生	年	月	日		S	33	年	03	月	03	日	性別	1	1. 男 2. 女	
	郵	便	番	号		7	5	3	8	5	0	1				
	住所	市区町村コード	3	5		2	0	3	9	山	口	都道府県	山口	市郡区	区町村	
	住	所	瀬	町		1	—	1	住所市区町村コードを記入し、そのコードの該当する部分を右に書き、その続きを所在地欄へ記入。丁目、番地、号などは、ハイフンで記入。							
	電	話	番	号		0	8	3	—	9	2	2	—	5	1	
	本	籍	市区町村コード	3		5	2	0	1	2	山	口	都道府県	下関	市郡区	区町村
	本	籍	南	部		町	一	番	1	号	本籍市区町村コードを記入し、そのコードの該当する部分を右に書き、その続きを戸籍どおりに本籍欄へ記入。(丁目、番地等を略さず)					
確認欄 * []																
②実務経験に関する事項																
項目番号 12	実務経験先の免許証番号	()	商号又は名称		期間		～		期間		～		期間			
	実務経験先での職務内容															
	実務経験先の免許証番号	()	商号又は名称		期間		～		期間		～		期間			
	実務経験先での職務内容															
	実務経験先の免許証番号	()	商号又は名称		期間		～		期間		～		期間			
	実務経験先での職務内容															
登録実務講習修了証の修了年月日を記入																
間																
確認欄 * []																
12と13は、いずれかに記入																
「1」と記入																
合格証書の番号、合格年月日を記入																
確認欄 * []																
③国土交通大臣の認定に関する事項																
項目番号 13	認定コード	1	認定年月日		R	XX	年	05	月	25	日	確認欄 * []				
	合格証書番号	14351234	合格年月日		R	XX	年	12	月	XX	日	確認欄 * []				
④試験に関する事項																
⑤業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項																
項目番号 15	商号又は名称	株式会社山口不動産商事	現在、宅建業者に勤務し、宅建業に従事している場合のみ記入		確認欄 * []											
	免許証番号	35(1) 111111														

誓 約 書

私は、宅地建物取引業法第18条第1項第3号から第12号までに

該当しない者であることを誓約します。

令和〇年〇月〇日

[申請日を記入](#)

氏名 **山口太郎**

山口県知事殿

様式第五号の二（第十四条の三関

法人の場合は、必ず代表者が証明する。

免許換え、商号変更がある場合には、現在の免許証番号、会社名で、現在の代表者が証明する。

実務経験証明書

職歴の古い順に記入 免許換え、商号変更がある場合は、段を区別して記入		(フリガナ) 被証明者氏名 ヤマグチ タロウ 山口 太郎	
実務経験先及び在職期間		証明者	
免許証番号	国土交通大臣(5)第1111号	免許証番号	国土交通大臣 (1)第9999号 山口県知事
商号又は名称	山口不動産販売株式会社	商号又は名称	山口不動産販売株式会社
職務内容	売買仲介の営業	代表者氏名	県庁 一郎
従業者証明書番号	0804001	免許証番号	国土交通大臣 (1)第9999号 山口県知事
在職期間	平成〇年 4月 1日から 平成〇年 3月 31日まで 1年 月間	商号又は名称	山口不動産販売株式会社
免許証番号	山口県知事(1)第9999号 山口不動産販売株式会社	代表者氏名	県庁 一郎
宅建業者としての業務又は宅建業者の従事者としての顧客への説明、物件の調査等具体的な取引に関する業務が対象	売買仲介の営業	免許証番号	国土交通大臣 (1)第9999号 山口県知事
受付、秘書、総務、人事、経理、財務等の一般管理業務、この他単に補助的な事務は、実務経験とみなしません。	0804001 平成〇年 4月 1日から 平成〇年 6月 30日まで 2年 3月間	商号又は名称	山口不動産販売株式会社
従業者証明書番号	山口県知事(1)第11111号 株式会社山口不動産商事	代表者氏名	国土交通大臣 (1)第9999号 山口県知事
在職期間	売買仲介の営業	免許証番号	株式会社下関ハウス
申請日から10年以内に2年以上の経験があること	1107001 令和〇年 7月 1日から 令和〇年 6月 30日まで 4年 月間	商号又は名称	下関 一郎
備考	在職期間計	7年 3月間	申請者が免許業者の代表者の場合は、他の宅建業者の代表者が証明する

- 証明は実務経験先の宅地建物取引業者が行うものとし、申請者が宅地建物取引業者（法人であるときは、その役員）であるときは、他の宅地建物取引業者等が証明すること。
- 証明者が法人である場合においては、代表者が証明すること。
- 実務経験先の免許が変更されているときは、区別して記載すること。

様式第八号の二（第十七条の二関係）

従業者名簿

氏名	性別	生年月日	従業者証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士であるか否かの別	この事務所の従業者となつた年月日	この事務所の従業者でなくなつた年月日
山口 太郎	男	S33.3.3	190401	営業		H31.4.1	

備考

- 「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。
- 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○印をつけること。
- 一時的に業務に従事する者についても記載すること。
- 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。

原本の内容に相違ありません

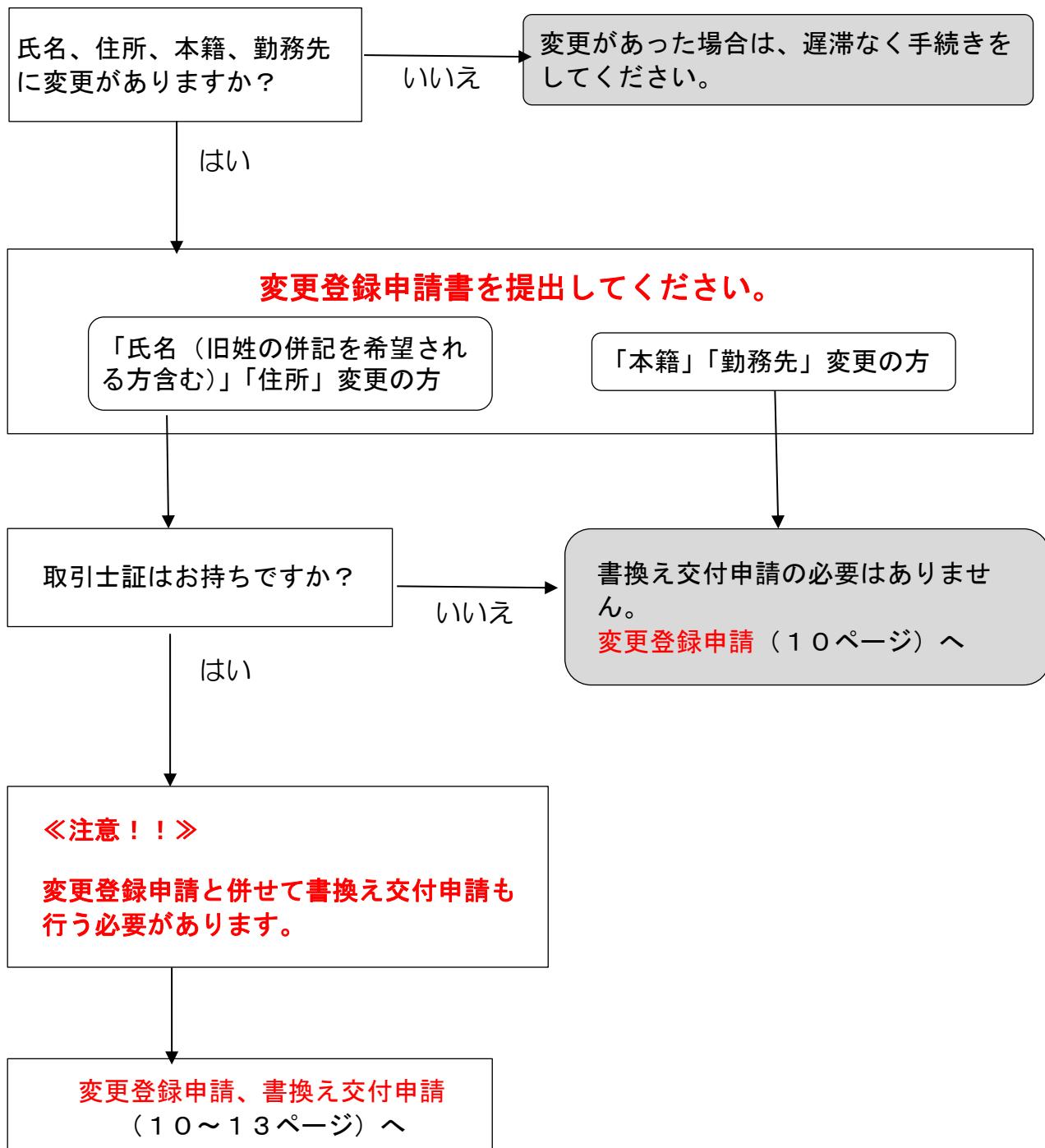
株式会社山口不動産商事
代表取締役 山口 次郎

- 実務経験の証明期間（直近2年間）を確認できる従業者名簿の写しが必要です。（証明期間が2年以上に渡る場合は、直近2年間を確認できる名簿のみで構いません。）
- 余白に「原本の内容に相違ありません。」と記載し、会社名、代表者名で証明してください。
- 申請者が宅建業者（法人であるときは、その役員）の場合でも、この原本証明は宅建業者の代表者が行って差支え有りません。（実務経験証明書は、ほかの宅建業者が証明する必要があります。）
- 申請者のみを抜粋したものは不可です。
- 他の従業員の情報は黒塗りで提出してください。

4. 宅地建物取引士資格登録簿登録事項の変更申請

★資格登録者は氏名、住所、本籍、勤務先等、登録事項に変更が生じた場合は遅滞なく、登録をしている都道府県へ変更登録申請をしなければなりません。

変更登録申請フロー



■ 提出書類

(1) すべての方が提出する書類

提出書類	説明	記入例ページ
宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 1部	様式第七号	11

(2) 該当する方が添付する書類 (原本1部)

変更事項	添付書類	説明	記入例ページ	
氏名 項番 11	戸籍抄本又は戸籍 謄本	<ul style="list-style-type: none"> 変更年月日記載のもので、旧姓・新姓のつながりが分かるもの 発行日から 3か月以内のもの 	—	
	(旧姓併記を希望する場合) 旧姓が併記された 住民票	<ul style="list-style-type: none"> 発行日から 3か月以内のもの 詳細は山口県 HP「宅地建物取引士証の氏名に旧姓を併記することができる」をご確認ください。 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/135/130609.html 		
	宅地建物取引士証 書換え交付申請書	様式第七号の四	13	
	宅地建物取引士証	本体	—	
住所 項番 12	顔写真 1枚	<ul style="list-style-type: none"> 縦 3cm × 横 2.4cm (顔の大きさ 2cm 程度) 6ヶ月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上三分身、無背景の写真 写真の裏面には、申請者の氏名を記入してください。 	—	
	住民票	<ul style="list-style-type: none"> 住居表示変更(合併による変更も含む。)の場合は、役所発行の証明書でも可 外国籍の方は、国籍等並びに、在留カードに記載の在留資格、在留期間、在留期間の満了の日及び在留カードの番号又は特別永住者証明書に記載の特別永住者証明書の番号の記載のあるもの 発行日から 3か月以内のもの 同じ市区町村内で異動した場合は、異動履歴の分かるもの ※変更前の住所が確認できない場合、戸籍の附票の提出を求めることがあります。 	—	
	宅地建物取引士証 書換え交付申請書	様式第七号の四	13	
	宅地建物取引士証	本体	—	
本籍 項番 13	戸籍抄本	発行日から 3か月以内のもの	—	
勤務先 項番 14	入社	在職証明書 (入社日が記載されているもの)	出向の場合は、出向証明書 <ul style="list-style-type: none"> 宅建業者の代表者の場合は、宅建業者免許証の写しで可 宅建業免許証番号を記入のこと 新規免許申請の場合は、宅建業の免許証交付後、遅滞なく届け出ること。 	12
	退職	不要		—
	商号(名称)変更又は免許換え	変更の事実を証する書面(商業登記簿謄本の写し又は業者名簿登録事項変更届出書の写し(免許権者の受付印のあるもの))		—

様式ダウンロード (県 HP) → <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/135/24292.html>

変更のない項目
の欄には記入し
ないこと

宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を

申請日を記入

登録番号を記入

令和〇年 6月 20日

山口県知事 殿

申請者 氏名
生年月日

山口太郎
昭和33年3月3日

氏名を変更した年月日
を記入

受付番号

受付年月日

申請時の登録番号

35012345

項目番号

◎申請者に関する事項

11

変更年月日

R 05 年 06 月 01 日

変更フリガナ

ヤマク

チ

タロウ

氏名

山口太郎

姓と名の間は1マス空け、濁点等も
1字として記入

宅建士証等へ旧姓の併記を希望される場合、
現姓の後にカッコをつけて旧姓を記入
例：現姓〔旧姓〕名前

変更前

変更後

フリガナ シモノセキ タロウ

氏名 下関太郎

住民票に記載されている移
転日（転入日等）を記入

12

変更年月日

R 05 年 06 月 01 日

郵便番号

753

8501

住所市区町村コード

352039

山口

都道府県 山口 市郡区

区町村

住 所

滝町1-1

丁目、番地はハイフンで区切って
記入

電話番号

083-922-3111

確認欄

*

13

変更年月日

R 05 年 06 月 01 日

本籍市区町村コード

352039

山口

都道府県 山口 市郡区

区町村

本籍

滝町一番1号

戸籍抄本（または謄本）どおりに、
丁目、番地を省略せずに記入

確認欄

*

14

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

変更年月日

R 05 年 06 月 10 日

商号又は名称

株式会社山口不動産商事

免許証番号

35(1)11111

確認欄

*

変更年月日

R 05 年 05 月 31 日

商号又は名称

下関ハウス株式会社

免許証番号

国土交通大臣

(3)

第

54321

号

変更前の宅建業者で従事しなくなった日
(退社日、出向解除日等)を記入
※商号(名称)変更や免許換えの場合も含む

確認欄

*

在職証明書

氏名

山口太郎

生年月日

昭和33年3月3日

登録番号

(山口)第12345号

上記の者が、令和〇年4月1日から当社に在職していることを証明します。

令和〇年6月1日

商号または名称

株式会社山口不動産商事

代表者氏名

代表取締役 山口次郎

免許証番号

山口県知事・国土交通大臣(1)第11111号

宅地建物取引士証書換え交付申請書

申請日を記入

令和〇年 6月 20 日

山 口 県 知 事 殿

申請者 発行番号 第〇〇3500000号

郵便番号 (753-8501)

住 所 山口県山口市滝町1-1

氏 名 山 口 太 郎

電話番号 (083) 922-3111

受付番号

*						
---	--	--	--	--	--	--

受付年月日

*						
---	--	--	--	--	--	--

申請時の登録番号

3	5	-	0	1	2	3	4	5	
---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

受講年月日

*						
---	--	--	--	--	--	--

現在お持ちの取引士証の登録番号を記入

宅地建物取引士証記載事項を下記のとおり変更しましたので、宅地建物取引業法施行規則第14条の13の規定により、宅地建物取引士証の書換え交付を申請します。

変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	交 付 年 月 日
(フリガナ) 氏 名	ヤマグチ 太助 山 口 太 郎	汎ノゼキ 太助 下 関 太 郎	令和〇年3月14日
住 所	変更後 山口県山口市 滝町1-1	変更前 山口県下関市 南部町1-1	令和〇年3月14日

変更前後の記入位置に注意！

変更のある項目のみ記入してください。

現在お持ちの取引士証の交付年月日を記入

確認欄
*

5. 宅地建物取引士資格登録移転の申請

★登録移転とは、現在登録している都道府県知事から、「現に従事する」又は「従事しようとする」宅地建物取引業の事務所が所在する都道府県知事に登録を移転できる制度です。

現在登録を受けている方が、「登録をしている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事し、又は従事しようとするとき」は登録の移転を申請することができます。住所を変更しただけでは、登録移転はできません。

転勤や勤務先の変更等の場合に必ずしも登録移転を申請する必要はありません（住所、勤務先等が変更になる場合、登録事項の変更は必要になります。）が、登録移転をすることによって、勤務先の宅地建物取引業者の事務所が所在する都道府県で、登録に関する諸手続きや取引士証の交付に関する法定講習の受講等ができるようになります。

(1) 山口県へ移転（転入）される場合 【 他都道府県 → 山口県 】

○ 移転申請の前【現在の登録県（転出県）での手続】

登録事項（氏名、本籍、住所、勤務先）に変更がある方	現在の登録県（転出県）に「変更登録申請」をしてください。
期限切れの取引士証をお持ちの方	現在の登録県（転出県）に返納してください。

※ 問合わせ先：現在の登録県（転出県）

○ 提出書類【提出先：現在の登録県（転出県）】

提出書類等	説明	記入例 ページ
登録移転申請書	様式第六号の二（2部：正本1部、副本1部）※副本はコピーで可	—
宅地建物取引業に従事することを証する書面（A～Dのいずれか）	<ul style="list-style-type: none">・2部（正本1部、副本1部）※副本はコピーで可 <p>A 業者に現に従事している方</p> <ul style="list-style-type: none">○在職証明書※従事する事務所名及び従事する事務所所在地が分かるもの <p>B 業者に今後従事予定の方</p> <ul style="list-style-type: none">○内定通知または内定証明書 <p>C 自ら免許申請予定の方</p> <ul style="list-style-type: none">○開業する旨（3ヶ月以内）の誓約書 <p>D 勤務先の会社が今後申請予定の方</p> <ul style="list-style-type: none">○在職証明書＋会社の開業する旨（3ヶ月以内）の誓約書	1 2
顔写真	<ul style="list-style-type: none">・1枚（登録移転申請書（正本）に貼ってください。）・縦3cm×横2.4cm（顔の大きさ2cm程度）・6ヶ月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上三分身、無背景の写真・ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるものは不可。・写真の裏面には、申請者の氏名を記入してください。	—
登録移転手数料	8,000円の山口県収入証紙	—

※ 問合わせ先：山口県土木建築部住宅課民間住宅支援班（Tel：083-933-3883）

[現在、取引士証の交付を受けている場合（有効期間満了まで1ヶ月以上ある方）]

提出書類等	説明	記入例 ページ
宅地建物取引士証交付申請書	様式第七号の二の二（1部）	19
顔写真	<ul style="list-style-type: none"> 2枚（同一のもの） 1枚は交付申請書に貼り、もう1枚は添付してください。 縦3cm×横2.4cm（顔の大きさ2cm程度） 6ヶ月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上三分身、無背景の写真 ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるものは不可。 写真の裏面には、申請者の氏名を記入してください。 	—
交付手数料	4,500円の山口県収入証紙	—

※ 問合わせ先：山口県土木建築部住宅課民間住宅支援班（TEL：083-933-3883）

(2) 山口県から移転（転出）される場合【山口県 → 他都道府県】

○ 移転申請の前【山口県での手続】

登録事項（氏名、本籍、住所、勤務先）に変更がある方	山口県に「変更登録申請」をしてください。
期限切れの取引士証をお持ちの方	速やかに山口県に返納してください。

※ 問合わせ先：山口県土木建築部住宅課民間住宅支援班（TEL：083-933-3883）

○ 提出書類【**提出先：山口県**】

※ 以下の書類は一般的なものです。詳しくは登録しようとする県（転入県）に確認してください。

提出書類等	説明
登録移転申請書	様式第六号の二（正本1部、副本1部）
宅建業に従事することを証する書面	正本1部、副本1部
顔写真	<ul style="list-style-type: none"> 1枚（登録移転申請書（正本）に貼ってください。） 縦3cm×横2.4cm（顔の大きさ2cm程度）
登録移転手数料	転入先の都道府県の収入証紙（8,000円）

[現在、取引士証の交付を受けている場合（有効期間満了まで1ヶ月以上ある方）]

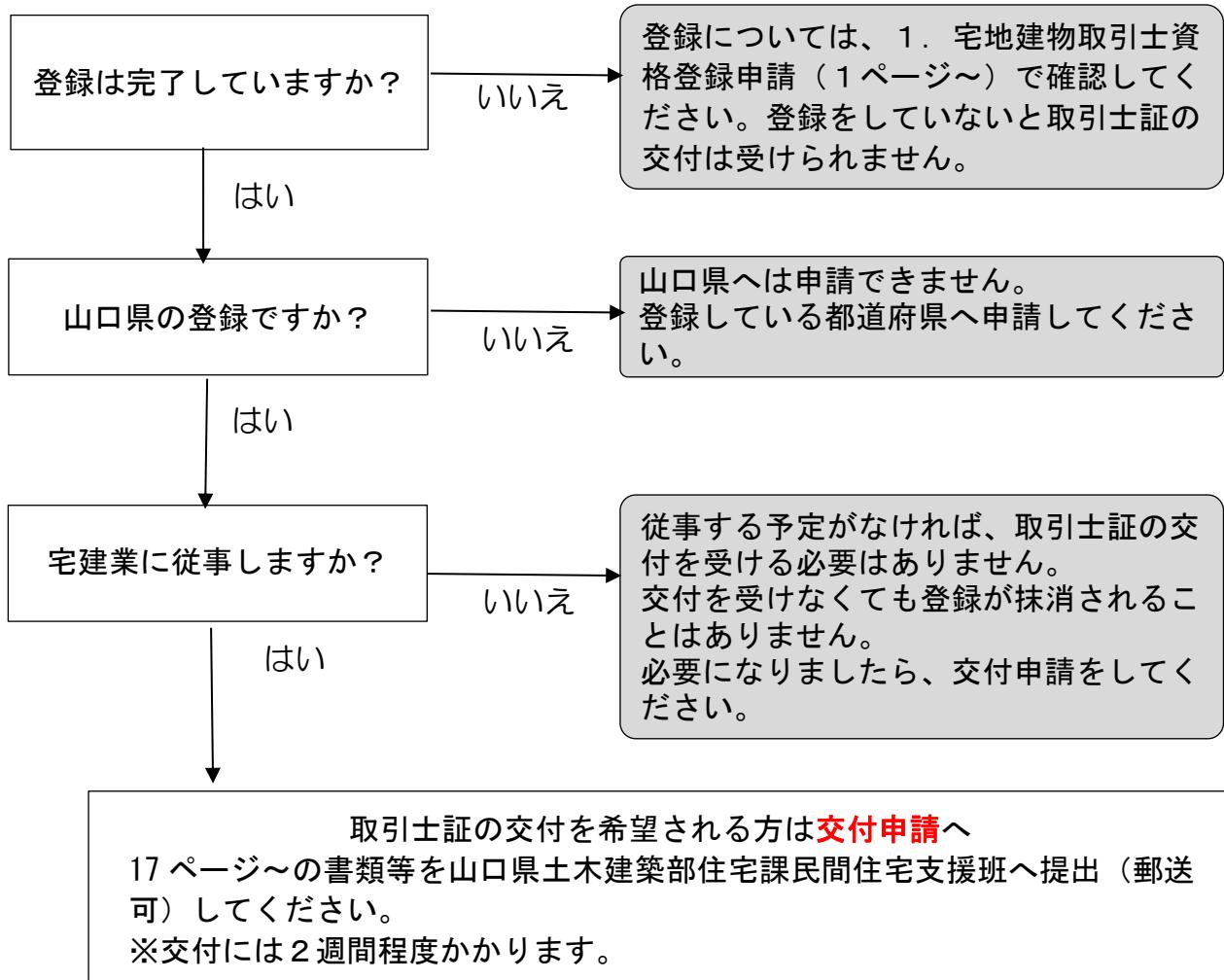
提出書類等	説明
宅地建物取引士証交付申請書	様式第七号の二の二（1部）
顔写真	<ul style="list-style-type: none"> 2枚（同一のもの） 1枚は交付申請書に貼り、もう1枚は添付。 縦3cm×横2.4cm（顔の大きさ2cm程度）
交付手数料	転入先の都道府県の収入証紙（4,500円）

※ 問合わせ先：登録しようとする県（転入県）

6. 宅地建物取引士証の交付申請

★資格登録をしただけでは、宅地建物取引士とはなりません。取引士証の交付を受けてはじめて宅地建物取引士となります。

◇交付申請フロー◇



○ 登録通知（ハガキ）を受領してからの申請となります。宅地建物取引士として宅建業に従事しない方は、交付を受けてなくともかまいません。

- 試験合格後1年以内の方は ⇒ (1) へ
- 試験合格後1年を経過している方は ⇒ (2) へ
- 宅地建物取引士証を更新する場合は ⇒ (3) へ
- 宅地建物取引士証の有効期間が満了した場合は ⇒ (4) へ

(1)試験合格後1年以内の方

下表の書類等を山口県土木建築部住宅課民間住宅支援班（〒753-8501 山口市滝町1-1）へ提出（原則郵送）してください。

番号	提出書類等	説明	記入例 ページ
1	交付申請書	様式第七号の二の二（1部）	19
2	顔写真	<ul style="list-style-type: none">2枚（同一のもの） 1枚は交付申請書に貼り、もう1枚は添付してください。縦3cm×横2.4cm（顔の大きさ2cm程度）6ヶ月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上三分身、無背景の写真ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるものは不可。写真の裏面には、申請者の氏名を記入してください。	—
3	交付手数料	4,500円の山口県収入証紙	—

様式ダウンロード（県HP）→ <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/135/24292.html>

(2)試験合格後1年を経過している方

山口県知事が指定した宅地建物取引士法定講習実施団体の実施する法定講習（1日間）を申し込み、受講してください。受講後、取引士証が即日交付されます。なお、法定講習のお申し込みは、登録が完了している方に限ります。

(3)宅地建物取引士証を更新する場合

取引士証の有効期間は5年間です。更新を希望する方は、有効期間満了前6か月以内に、山口県知事が指定した宅地建物取引士法定講習実施団体の実施する法定講習（1日間）を申し込み、受講してください。

座学講習であれば、受講後、有効期間の更新された取引士証が即日交付されます。

法定講習

- 受講の申込み等詳細は、直接、下記法定講習実施団体へお尋ねください。

公益社団法人 山口県宅地建物取引業協会

754-0021 山口市小郡黄金町5-16（山口県不動産会館）電話：083（973）7111
HP：<https://www.ymg-takken.or.jp/kyoukai/legal-seminar/>

公益社団法人 全日本不動産協会 山口県本部

754-0021 山口市小郡黄金町11-31 電話：083（974）2103
HP：https://www.yamaguchi.zennichi.or.jp/legal_seminar/

(4) 宅地建物取引士証の有効期間が満了した場合

取引士証の有効期間の更新をしなかった場合は、現在お持ちの取引士証は有効期間の満了をもって失効します。

失効した取引士証は、宅建業法上速やかに返納することが義務付けられています。(法第22条の2第6項)。速やかに山口県土木建築部住宅課へお返しください。(簡易書留による郵送又は持参。)

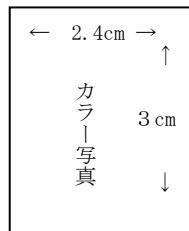
【新たに取引士証の交付を希望する方】

取引士証が必要になりましたら、山口県知事が指定した取引士法定講習実施団体の実施する**法定講習**（1日間）を申し込み、受講してください。座学講習であれば、受講後、取引士証が即日交付されます。詳細は、17ページの法定講習実施団体をご確認ください。

宅地建物取引士証
交付申請書

証紙欄

(消印してはならない)



下記により、宅地建物取引士証の交付を申請します。

山口県 知事 殿

申請日を記入

令和〇年 〇月 〇日

申請者 郵便番号 (753-8501)

申請者

住 所 山口県山口市滝町1-1

氏 名 山口 太郎

該当する番号を記入

更新の種類

1

1. 新規
2. 更新
3. 登録の移転

登録番号を記入

申請時の登録番号

3 5 - 0 1 2 3 4 5

受付番号	受付年月日
＊	＊

受講年月日
＊

住 所	山口県山口市滝町1-1 電話番号 (083) 922-3111	
(フリガナ) 氏 名	ヤマグチ タロウ 山口 太郎	
生年月日	昭和33年 3月 3日	
業務に従事している 宅地建物取引業者に 関する事項	商号又は名称	株式会社山口不動産商事
	免許証番号	国土交通大臣 (1) 第 11111 号 山口県知事
新規の場合	試験の合格後1年を経過 しているか否かの別	1年を経過して { いる } { いない }
更新又は登録の 移転の場合	現に有する取引主任者証 の有効期限	年 月 日

この者は、宅地建物取引業法第22条の2第2項又は第22条の3第2項の規定において準用する同法第22条の2第2項の規定による講習を修了したことを証します。

*

年 月 日

講習実施者

印 □

現在、宅建業者に勤務し、宅建業
に従事している場合のみ記入確認欄
*

7. 宅地建物取引士証の再交付申請

取引士証を不注意等によりなくしてしまうと、取引士として宅地建物取引業の業務に従事できないだけではなく、悪用される恐れもあります。なくすことがないように十分に注意してください。

万一、亡失、滅失、汚損、破損してしまった場合、盜難にあった場合は、再交付申請書を提出してください。

なお、再交付申請書提出後、なくした宅地建物取引士証が見つかった場合には、その取引士証を山口県土木建築部住宅課へ必ず返納してください。

■ 提出書類等

提出書類等	説明（提出部数は各1部）
宅地建物取引士証再交付申請書	様式第七号の五 警察に届け出た場合には、届け出た内容（届出日、警察署名、届出番号）を記入してください。
顔写真	・縦3cm×横2.4cm（顔の大きさ2cm程度） ・6ヶ月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上三分身、無背景の写真 ・ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるものは不可。 ・写真の裏面には、申請者の氏名を記入してください。
再交付手数料	4,500円の山口県収入証紙

8. 登録を受けている方が死亡した場合

登録を受けている方が死亡した場合は、相続人の方が死亡の事実を知ったときから30日以内に届出をしてください。

提出書類等	説明（提出部数は各1部）
宅地建物取引士死亡等届出書	様式第七号の二
戸籍謄本	・死亡事実及び届出人が相続人（配偶者・親子関係等）であることがわかるもの。 ・発行日から3ヶ月以内のもの。コピーは不可。
宅地建物取引士証	宅地建物取引士証の交付を受けていた場合

9. 登録を受けている方が破産者になった場合

登録を受けている方が裁判所から破産手続開始の決定を受けた場合は、本人が30日以内に届け出なければなりません。

提出書類等	説明（提出部数は各1部）
宅地建物取引士死亡等届出書	様式第七号の二
裁判所の破産手続開始の決定書	コピーを提出してください。
宅地建物取引士証	宅地建物取引士証の交付を受けていた場合

（注）再登録の際は、「免責許可決定確定証明書」が必要となります。

10.登録を受けている方が所定の刑に処せられた場合

登録を受けている方が禁錮以上の刑または所定の罰金刑に処せられ、刑が確定した場合は、本人が **30日以内**に届け出なければなりません。

提出書類等	説明（提出部数は各1部）
宅地建物取引士死亡等届出書	様式第七号の二
裁判所の判決書等	コピーを提出してください。
宅地建物取引士証	宅地建物取引士証の交付を受けている場合

11.登録消除申請

登録を受けている方は、自ら、登録消除申請をすることができます。

提出書類等	説明（提出部数は各1部）
登録消除申請書	山口県宅地建物取引業法施行細則 第一号様式
宅地建物取引士証	宅地建物取引士証の交付を受けている場合

(注) いったん登録が消除されると、再度登録する場合は、もう一度登録の申請からやり直すことになります。その場合、申請時点から過去10年以内に2年以上の実務経験があること、あるいは、登録実務講習を修了してから10年以内であることが必要となります。